

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年7月2日

付議事項提出部局	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条の第5号
件名	北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度の導入について
付議事項の概要	<p>北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度新規導入について、ご審議いただくものである。</p> <p>○開始時期 平成25年4月1日</p> <p>○指定期間 5年間〔平成25～29年度〕</p> <p>○管理形態 一つの施設に対して、一の指定管理者を採用する</p> <p>○選定方法 特命（村松町会）</p>
審議の論点	<p>○指定期間の適否</p> <p>○選定方法の適否</p>
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>○経過 北浜スポーツグラウンドの指定管理者候補者として適切と思われる、地元自治会（村松町会）に対して、指定管理者制度について説明し、受託の意向を確認した。</p> <p>○今後の予定 平成24年8月 市議会教育民生委員協議会で導入方針説明 平成24年9月 市議会9月定例会に「伊勢市体育施設条例の一部改正について」議案提出 平成24年12月 市議会12月定例会で指定管理者議決</p>
関係資料の有無（○をする）	<p><input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無</p>

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月10日

付議事項提出部局		上下水道部下水道建設課 上下水道総務課
件名	公共下水道次期事業計画について	
付議事項の概要	<p>○ 次期「第4期事業計画」は平成32年度までの公共下水道整備予定区域（汚水・雨水）を法定計画として定める行為である。</p> <p>第4期事業は平成26年度に測量設計を開始し平成27年度から事業区域の工事着手が可能な体制を整えたいことから、事業計画の決定目標を平成25年度末とし、今年度に計画立案作業を終えたい。</p> <p>○ 都市マスタープランとの整合などを考慮し抽出した検討区域を、指標を用いて定量化し区域の選定をおこなった。合わせて財政収支計画を作成し素案とした。</p>	
審議の論点	<p>○ 第4期事業計画素案について</p> <p>○ スケジュールについて</p>	
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>○ H20 全体計画及び第3期事業計画（案）（～H27年度）作成</p> <p>○ H21 第3期事業計画変更認可取得</p> <p>○ 現在3期事業実施中</p>	
関係資料の有無（○をする）		○有 ・ 無

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月10日

付議事項提出部局	都市整備部都市計画課
該当する審議事項	重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	伊勢市景観計画の変更について【二見町茶屋地区】
付議事項の概要	<p>○ 伊勢市景観計画においては、旧二見町時代の景観施策を引き継ぐかたちで二見町茶屋地区を重点地区に指定し、特色ある景観の形成を図ってきた。これらの取組みを通じて、一定の景観形成が進んできているところである。</p> <p>○ しかし、二見町茶屋地区景観委員会や窓口での運用においていくつかの課題が生じてきているため、重点地区の範囲及び景観形成基準について見直しを行うものである。</p>
審議の論点	<p>○具体的な変更の内容</p> <p><b>【重点地区の範囲の変更】</b>          現行の重点地区範囲をもとに、二見道の重要性、観光客の動線、組分け等を考慮し、一部の整理を行う。</p> <p><b>【重点地区の景観形成基準の変更】</b>          重点地区を5つの小地区に分け、それぞれの地区の特性にあった内容とすることでメリハリのある景観形成を図る。表参道沿いの地区においては現行の助成基準並みに詳細化した基準とし、いっそうの景観形成を図る。それ以外の地区においては現行の景観形成基準を簡略化した基準とし、緩やかな景観形成を図る。</p> <p><b>【沿道景観形成地区の追加指定】</b>          二見町茶屋地区に近接する国道42号沿道の景観の保全を図るため、茶屋交差点から新二見トンネルまでの区間を追加指定し、観光交流拠点へ誘う道路として良好な景観の形成を図る。</p> <p><b>【その他修正】</b>          景観法の改正(H23.8.30)その他関係法令の改正にともなう条項のずれ等の修正を行う。</p> <p>○スケジュールについて(別紙参照)          9月18日(火)から10月18日(木)までの1ヶ月間パブリックコメントを行い、その後11月ごろ開催予定の第26回都市計画審議会に諮問し、答申を受けて1月に変更を行う。その後3ヶ月間の周知期間を経て4月より運用を開始する。</p>
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21.5.1伊勢市景観計画策定、H21.10.1より運用開始</li> <li>・ H23年度は、三重大学との共同研究として、二見町茶屋地区重点地区の再検討に関する調査研究を行い、原案を作成した。</li> <li>・ H23.10.13、第5回二見町茶屋地区景観委員会にて重点地区の検証として、調査研究を進めるにあたり、これまでの運用における課題を挙げていただいた。</li> <li>・ H24.1.18第7回二見町茶屋地区景観委員会にて重点地区変更の叩き台に対し意見を聴き、原</li> </ul>

	<p>案を作成するにあたっての確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.2二見町茶屋地区景観委員会委員に確認を行い、原案を作成した。</li> <li>・ H24.4.12第23回都市計画審議会にて変更の方針を説明した。</li> <li>・ H24.5～H24.7にかけ、地元への説明        なお、重点地区範囲について、また地区を5つの小地区に分け、それぞれに基準を設けると        いう考え方についてはいずれの説明会においても意見はなかった。</li> <li>・ H24.5.16茶屋、三津、荘区の3区長への説明        特に意見はなかった。</li> <li>・ H24.6.13旅館・店舗地区に該当する住民への説明会(その1)        18名出席。表参道沿道の外壁の塗り替えについて質問があった。        これを踏まえ、原案では塗り替えに関する基準が明記されていなかったため、色彩に関する        文言を追加することとした。</li> <li>・ H24.6.21旅館・店舗地区に該当する住民への説明会(その2)        16名出席。茶屋地区では生活をしている方もおり、例えば木製建具は住宅にとっては気密        性等の問題から負担が大きすぎるといった意見があった。        これを踏まえ、住宅に係る補助基準の文言を修正した。</li> <li>・ H24.7.20茶屋地区全体への説明会の実施        5名出席。防災と景観との兼ね合いについて意見があった。</li> <li>・ H24.7.24二見浦駅について、JR東海に個別に意見聴取        基準に「別途協議」と明記するよう意見があったが、固有の目的をもつ建物である        ため、特記する必要はないと考え修正はしなかった。</li> <li>・ H24.7.27第9回二見町茶屋地区景観委員会にて審議        原案より、上記修正点を踏まえ、パブリックコメントにかける素案を作成した。</li> </ul>
<p>関係資料の有無(○をする)</p>	<p>○有・無</p>

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年08月16日

付議事項提出部局	都市整備部用地課（土地開発公社理事会事務局）	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項 (4) 組織機構、人事管理、財政、行政評価その他の市行財政運営の基幹的制度に関する事項	
件名	伊勢市土地開発公社のあり方について	
付議事項の概要	<p>地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されたことを踏まえ、第3セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとの判断が下されている。</p> <p>土地価格の継続的な下落傾向や公共事業の削減から、『公有地の拡大の推進に関する法律』に基づく土地開発公社の存続について全国的に議論され、解散を前提とした経営健全化が進んできている。</p> <p>伊勢市土地開発公社理事会より、『公社のあり方としては、H29年度での解散の方向性を探っていく。公社保有地の買戻しの要請は5年間で再取得をお願いすることとし、伊勢市当該課で土地の考え方の整理をお願いしたい。』という要請があり、伊勢市土地開発公社設立団体である伊勢市の判断が必要となったものである。</p> <p>なお、土地開発公社が解散となった場合、先行取得は土地取得特別会計又は土地開発基金で対応していく予定である（※補助対象）</p>	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号、平成21.4施行）に沿って、伊勢市土地開発公社の解散を視野にいれ、平成29年度末までに公社保有地の計画的な買戻しをおこなう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買戻しスケジュール案（資料2）</li> </ul> </li> <li>○ 買戻しに伴う公社保有地の利活用の方針を定める（資料2）</li> <li>○ 議会への報告 （財政の健全化・保有地の買戻し・公社の解散方針）</li> </ul>	
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3種公社経営健全化団体に指定（H17）</li> <li>・ 土地開発公社検討委員会（H20）：解散含め再検討</li> <li>・ 名張市土地開発公社が解散表明（H24.12）</li> </ul>	
関係資料の有無（○をする）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月9日

付議事項提出部局	環境生活部環境課			
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項			
件名	浄化槽設置整備事業補助金の改正について			
付議事項の概要	○概要 浄化槽設置者（専用住宅のみ）に対し、国・県・市が1/3ずつの割合で補助金を交付している（下水道認可区域内は市単分のみ補助）。 ◆現行制度◆			
	人槽	5人槽	7人槽	10人槽
	下水道認可区域外	332,000円	414,000円	548,000円
	下水道認可区域内	110,000円	138,000円	182,000円
	11～50人槽			
	548,000円			
	—			
	※ 下水道認可区域内は市単独補助 ※11人槽～50人槽は高度処理型のみ補助対象			
	○県の改正方針 このうち県負担分について、新築家屋での設置費用に対する補助金を平成26年度から廃止し(H25年度は激変緩和措置として半減)、単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合は、現行の補助金額に配管・撤去に要する費用の一部を上乗せ補助する方針が出された。			
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が廃止する新築家屋に対する補助金については、市の負担分は維持し、国の負担分と併せ継続して交付する。</li> <li>・ 転換補助金を新設することの是非。</li> </ul>			
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月5日、7月23日開催の経営戦略会議において審議。転換補助金の取り扱いについては、下水道部局と再協議の上、継続審議となった。</li> <li>・ 7月27日下水道部局との再協議を実施したが、転換補助金の取り扱いについて結論は出なかった。</li> </ul>			
関係資料の有無（○をする）	○有 ・ 無			

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月2日

付議事項提出部局	環境生活部環境課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）について
付議事項の概要	<p>○都道府県及び政令市等に対し、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を進める計画の策定を義務付けた地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく実行計画として策定を進めている。</p> <p>○伊勢市環境基本条例の規定により設置した環境審議会において計画についての調査・審議を行っている。</p> <p>○このたび素案がまとまったため、広く市民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施したい。</p> <p>○計画内容及びパブリック・コメントの実施について、9月定例会前の市議会教育民生委員協議会に報告したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公表案・・・伊勢市地球温暖化防止実行計画（案）</li> <li>2 公表方法・・・公共施設設置、広報いせ掲載、市HP掲載</li> <li>3 提出期間・・・平成24年8月下旬～9月下旬</li> <li>4 提出方法・・・直接、郵送、FAX、eメール</li> </ol>
審議の論点	<p>○ 計画の構成（p24参照）について《資料1》《資料2》</p> <p>○ 削減取組（p25～30）について《資料1》《資料2》</p> <p>○ 平成20年12月に策定した「伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の見直しを行い、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」に包含した内容について《資料1》《資料2》</p> <p>○ パブリック・コメントの実施方法について《資料4》</p>

<p>参 考 事 項</p>	<p>○策定の経過《資料3》</p> <p><b>【環境審議会】</b>  平成23年5月9日より審議開始  平成24年7月19日（11回目）  P C案の確認  平成24年8月4日（第1回自主ワーキンググループ）  P C案の文章表現等の最終確認</p> <p><b>【環境管理委員会】</b>  平成24年5月8日（1回目）  伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の見直しを行い、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」に包含した内容「市の  優先事項（案）」の確認（環境管理委員会による確認）</p> <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月下旬 市議会教育民生委員協議会（案、P C報告）</li> <li>・8月下旬～9月下旬 パブリック・コメント</li> <li>・10月上旬頃 環境審議会（P C提出意見による調整、答申）</li> <li>・10月下旬頃 市議会教育民生委員協議会（P C提出意見による調整、答申を報告）</li> <li>・10月下旬頃 計画策定</li> </ul>
<p>関係資料の有無（○をする）</p>	<p style="text-align: center;">○ 有 ・ 無</p>



経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月16日

付議事項提出部局	産業観光部 観光事業課	
該当する審議事項	第2条第3号	
件名	宇治浦田お休み処の改修について	
付議事項の概要	○遷宮を来年に控え、予てからの課題であった観光客の一番多い宇治地区に観光案内所がなかったため、このたび、宇治浦田お休み処を観光案内所として改修し、来勢者への観光案内など、もてなし活動を行うため提案するものである。	
審議の論点	<p>○9月市議会定例会において、補正予算として計上してもよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算額 約9,431千円</li> <li>積算根拠             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費：約8,600千円</li> <li>・備品購入費：約831千円</li> </ul> </li> <li>・改修工事の内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、内壁塗装</li> <li>・案内所設備設置</li> <li>・授乳室設置</li> <li>・空調設備設置</li> <li>・天井貼付</li> <li>・パンフレット配布スペース設置</li> <li>・自動ドア化</li> </ul> </li> <li>・工期 別紙工程表のとおり</li> <li>・開所時期 平成25年4月末（予定）</li> <li>・年間管理運営経費概算：約8,836千円</li> <li>積算根拠             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（2人分）：約4,800千円</li> <li>・光熱費：約1,200千円</li> <li>・清掃料：約1,800千円</li> <li>・修繕料、通信運搬費等：約1,036千円</li> </ul> </li> </ul>	
参考事項	(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)	
関係資料の有無（○をする）	(有)	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月16日

付議事項提出部局	産業観光部 観光事業課
該当する審議事項	第2条第3号
件名	伊勢市駅舎周辺用地の活用について
付議事項の概要	伊勢市駅舎東側用地（別紙、計画平面図A）を市で借用し、観光客の手荷物預かりや休憩場所などに活用するため、整備することを提案するものである。
審議の論点	<p>市としてJR東海より土地を借用し、整備することを検討して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積：8.5m×20m=170㎡</li> <li>賃借料：1㎡あたり2,000円/年 年間：340,000円</li> <li>活用方法については、伊勢市観光協会や伊勢商工会議所等と検討中。</li> </ul>
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>&lt; JR東海との協議経過 &gt;</p> <p>H24.6.4</p> <p>JRより、A用地を市で有効的に活用してもらえないかとの申し出があった。JRに対して、B用地を駅前整備計画に入れて整備しないかを確認した。</p> <p>その後、A、B用地の活用方法について、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会等にヒアリングした結果、A用地は手荷物預かり所や来勢者の休憩場所に、B用地は地元事業者による朝市等が実施できたら良いとの意見が出た。</p>

H24. 7. 12

JR に対して、A用地を市が借り受けする場合の条件確認を行った。  
JRより、B用地を駅前整備計画に合わせて整備してほしい申し出があったため、イベントや仮設による観光案内等を実施するためのテラスを設置できないかを確認した。  
JRより、テラスの設置について了解されたので、都市整備部と建築基準法で支障が無いかを確認した。

H24. 8. 14

JR東海、都市整備部、観光部署で協議し、当地域は準防火地域に指定されているため、建築基準法の規定による建築物に制限があることから、テラスを建てることはできないことを確認した。

関係資料の有無（○をする）

有

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年8月16日

付議事項提出部局	産業観光部商工労政課
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条第1号
件名	伊勢市における市民プールの考え方について（その2）
付議事項の概要	<p>平成24年3月議会において、「本市における市民プールの位置付け、考え方が、現段階では明確ではない」との附帯決議がなされました。</p> <p>このことを真摯に受け止め、庁内に検討会議を設置して「本市における市民プールの位置付け、考え方」について議論し、現時点での市の考え方として中間報告を取りまとめたため、これを市議会に対し報告したい。</p>
審議の論点	<p>○中間報告案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方、方向性について</li> </ul>
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年5月21日：平成21年度第3回経営戦略会議</li> <li>・平成22年1月26、27日：平成21年度第17回経営戦略会議</li> <li>・平成22年5月17日：平成22年度第4回経営戦略会議</li> <li>・平成22年11月12日：平成22年度第16回経営戦略会議</li> <li>・平成23年1月18日：平成22年度第23回経営戦略会議</li> <li>・平成23年1月26日：平成22年度第24回経営戦略会議</li> <li>・平成23年10月4日：平成23年度第9回経営戦略会議</li> <li>・平成23年10月25日：平成23年度第10回経営戦略会議</li> <li>・平成23年11月7日：平成23年度第11回経営戦略会議</li> <li>・平成24年2月16日：平成23年度第16回経営戦略会議</li> <li>・平成24年4月6日：平成24年度第1回経営戦略会議</li> <li>・平成24年8月9日：平成24年度第9回経営戦略会議</li> </ul>
関係資料の有無（○をする）	有 ・ 無